



うちなー健康経営宣言

第 557 号

令和 4 年 8 月 3 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

新型コロナウイルスの影響がおさまらない中、
改めて従業員的心やからだの健康維持のための環境を整えなければならぬと感じました。

そのための取り組みのスタートアップとして、うちなー健康経営宣言に登録いたします。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 従業員に対して健康意識を向上させる取組を行う。
5. 食生活の改善に取り組む。
6. 運動機会の増進に取り組む。
7. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む。
8. 感染症予防に取り組む。
9. メンタルヘルス対策に取り組む。